

【フィリピン】コロナ禍での防疫強化及び経済回復のための新たな法整備

海外立法情報課 日野 智豪

* 2020年9月14日、コロナパンデミックの影響を緩和することを目的とした国家介入及び予算等について規定する「一丸となって回復するために助け合う法律」が公布・施行された。

1 背景・経緯

フィリピンにおいては、2020年3月24日、コロナパンデミックに適切に対処するため、大統領に必要なかつ適切な権限を期限付きで付与すること等を規定した「一丸となって治療を行うために助け合う法律」¹が成立し、翌25日、公布され、直ちに施行された。

この法律は、施行から3か月後に失効する時限立法であったため、継承法の成立を目指し、同年6月1日に上院法案第1564号(S.B.1564)が、同月3日に下院法案第6953号(H.B.6953)が、それぞれ提出され、上院法案は7月28日に可決、下院法案は8月10日に可決された。翌11日に上下両院の法案を調整するため、両院協議会(Bicameral Conference Committees)が開催され、両法案が統合され、統合法案は、同月20日に上院を、同月24日に下院を通過した。同年9月11日、ロドリゴ・ロア・ドゥテルテ(Rodrigo Roa Duterte)大統領の署名を経て、「一丸となって回復するために助け合う法律」²が成立し、同月14日に公布され、直ちに施行された。この法律は、特に規定されている場合を除き、2020年12月19日まで効力を有する。

この法律は、①新型コロナウイルス感染症(COVID-19)への対応及び経済回復のための国家介入、②フィリピン経済の回復を加速させ、その回復力を補強する仕組み、③そのための財源及びその他の目的を規定するものである。

2 法律の概要

(1) 法律の構成

この法律は、第1条：略称、第2条：国家非常事態宣言、第3条：政策の宣言、第4条：COVID-19への対応及び経済回復のための介入、第5条：退職金の課税免除、第6条：新規株式公開を通して上場され、取引された株式の売却、交換又は交換契約にかかる税金、第7条：全国照会システム、第8条：差別待遇の禁止、第9条：この法律の施行期間に民間施設の運営を管理する権限、第10条：予算及び予備費、第11条：財源、第12条：COVID-19治療薬及びワクチンの調達、第13条：議会への報告、第14条：報告の要件及び監視委員会の創設、第15条：法解釈又は意味解釈、第16条：可分条項、第17条：廃止条項、第18条：施行日の全18か条から成る。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年10月13日である。

¹ Bayanihan to Heal As One Act (R.A. 11469). <<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2020/03mar/20200324-RA-11469-RRD.pdf>>; 日野智豪「【フィリピン】大統領の権限強化による新型コロナウイルス感染症対策」『外国の立法』No.283-2, 2020.5, pp.12-13. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11488107_po_02830205.pdf?contentNo=1> 「Bayanihan」は、フィリピン語で「助け合う」を意味する。

² Bayanihan to Recover As One Act (R.A. 11494). <<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2020/09sep/20200911-RA-11494-RRD.pdf>>

(2) 国家非常事態宣言 (第 2 条)

2020 年 3 月 8 日の公衆衛生上の非常事態を定めた大統領布告³の発布後も、COVID-19 症例の増加並びにフィリピン国民の健康、安全、安心及び生命に対する脅威は、継続している。ウイルスの衰えることのない広がり起因する経済的混乱に鑑み、この法律によって、国家非常事態の継続が宣言される。

(3) 政策の宣言 (第 3 条)

国家の独立及び繁栄を確保し、特に自然災害及び人為的災害の余波において、国民を貧困から保護するために、①コロナパンデミックの影響を和らげ、②それぞれの政府機関が保有する COVID-19 に関するデータ等を統合し、③ヘルスケアシステムの精度を高め、④フィリピン経済の回復を促進させ、⑤科学技術における公的な信頼を高め、⑥国家財政を安定化させるような仕組みを確立させる等 12 項目が、立法目的として掲げられる。

(4) COVID-19 への対応及び経済回復のための介入 (第 4 条)

フィリピン共和国憲法⁴において規定される国家緊急権 (第 6 条第 23 節第(2)項) に従って、大統領に 81 の権限が付与される⁵。大統領に付与される主な権限は、次のとおりである。

- ・封鎖された地域に居住する低所得者世帯、最近帰国した在外労働者のいる世帯、COVID-19 の影響を受けて、失業又は離職を余儀なくされた労働者支援 (失業手当、離職手当) 等に対し、5,000 フィリピンペソ⁶ (以下「ペソ」) 以上、8,000 ペソ以下の緊急援助資金を支給する。
- ・医療従事者の安全を確保するために、15 日ごとに COVID-19 検査を強制的に受けさせる。
- ・緊急事態宣言中に COVID-19 の危険にさらされた医療従事者にかかる医療費を全額負担する。
- ・医療従事者への補償として、①医療従事者が死亡した場合、相続人に 100 万ペソ、②重症の場合、当該医療従事者に 10 万ペソ、③軽症又は中等症の場合、当該医療従事者に 1 万 5000 ペソを支給する。
- ・COVID-19 に関するサービス等を提供する際、主要な人道機関であるフィリピン赤十字 (Philippine Red Cross) と連携する。
- ・2019 会計年度及び 2020 会計年度において、政府機関 (労働雇用省、農業省、教育省、社会福祉開発省、観光省等) が実施するプロジェクト、プログラム等の中止を指示する。
- ・コロナパンデミックに対処するために特別に設けられた基金を使用しなかった又は当該基金に残高がある場合、これらの資金を COVID-19 に対処する国家政策に割り当てる。
- ・COVID-19 の影響を受けたコミュニティ、地域等の社会的改善及び産業の回復のために、2020 会計年度において、他の項目からの余剰を再調整、再配分する。
- ・コロナパンデミックへの対処に、政府機関の保有する現金、資金、投資金 (使用しなかった補助金等を含む) 等を割り当てる。
- ・自動的に債務返済に割り当てられるがまだ使用されていない予算、及び満期を迎える政府証券の償還のために割り当てられる予算に対する資金充当の中止を指示し、その余剰分を利用して、コロナパンデミックに対処するために必要な項目に振り替える。

(5) 税に関する規定 (第 5 条・第 6 条)

³ Declaring a State of Public Health Emergency Throughout the Philippines (Proclamation No. 922 s. 2020). <<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2020/03mar/20200308-PROC-922-RRD.pdf>>

⁴ The Constitution of the Republic of the Philippines. <<https://www.officialgazette.gov.ph/constitutions/1987-constitution/>>

⁵ 「一丸となって治療を行うために助け合う法律」 (前掲注(1)) において大統領に付与された権限は、31 である。

⁶ 1 フィリピンペソは約 2.2 円 (令和 2 年 10 月分報告省令レート)。

2020年6月5日から同年12月31日までに労働者が受け取った退職金は、総収入から除外され、課税が免除されるものとする。ただし、12か月以内に同じ企業等に再雇用された場合、退職したとはみなされず、受け取った退職金に対して、適切に課税されるものとする(第5条)。

また、この法律により、新規株式公開を通じて売却又は交換された株式に対する税金について規定した1997年税制改正法⁷第127(B)条は、廃止される(第6条)。

(6) 全国照会システム(第7条)

保健省及びフィリピン赤十字は、共同で全国照会システムを確立するものとする。この制度は、病院、診療所、一時的隔離施設、その他の医療施設、血液バンク、救急車等の医療サービス施設の場所、利用方法等を国レベルで紹介し、患者がそれらを迅速かつ効率的に利用することができるようにするものである。

(7) 差別待遇の禁止(第8条)

COVID-19感染者、感染した可能性のある者、感染から回復した者等に対し、現行法により罰せられる行為等に加え、不当な差別、排除、脅迫、身体的又は精神的虐待、住居からの追出し等を行った者は、6か月の禁錮刑及び10万ペソの罰金に処されるものとする。

(8) この法律の施行期間に民間施設の運営を管理する権限(第9条)

憲法第12条第17節において規定される「公共の利益のために必要とされる」場合、大統領は、この法律の施行期間中に、民間医療機関、旅客船等の運営を引き継ぎ、当該施設に医療従事者を配備するよう指示し、当該施設を検疫エリア、救援物資の配布場所又は他の一時的な医療施設として機能させる権限を有する。ただし、前述の民間施設の管理及び運営は、施設の代表者又はその代表者に会計処理を任された者により維持されるものとする。

(9) 予算及び予備費(第10条)

コロナパンデミック対応及び経済回復のための国家介入に関する予算は、一般歳出予算(24項目)1400億ペソ、予備費(1項目)255億2750万ペソ、総額1655億2750万ペソで構成されるものとする(具体的な予算項目及び予算配分額については、表を参照)。

(10) 財源(第11条)

コロナパンデミックに対処するための財源は、①2020年度の一般歳出、②「一丸となって治療を行うために助け合う法律」及びこの法律に基づいた資金、③2020年度支出予算及び財源において規定された税又は非税歳入源の超過分、④新しく徴収された税又は非税歳入、⑤政府が管理する企業又は政府機関が保有する現金、基金及び投資から得られた資金の総額、⑥所得税、付加価値税等からの収益等から構成される。

(11) COVID-19治療薬及びワクチンの調達(第12条)

この法律、既存の法律、規則等の規定に基づき、民間企業は、登録された製薬会社から提供されたCOVID-19ワクチンの研究、開発、製造、輸入、配布又は販売を行うことが禁止される。この規定は、この法律が失効する2020年12月19日から3か月間、効力が継続する。

(12) 議会への報告及び監視委員会の創設(第13条・第14条)

保健省は、この法律の施行後1週間以内に、感染率の高い地域におけるウイルス拡散防止策といったCOVID-19に関する監視及び管理計画に改良を加え、フィリピン議会に提出するものとする(第13条)。

⁷ Tax Reform Act of 1997 (R.A. 8424). (正式名称: An Act Amending the National Internal Revenue Code as Amended, and for Other Purposes.) <<https://www.officialgazette.gov.ph/1997/12/11/republic-act-no-8424/>>

大統領は、毎月第1月曜日に、COVID-19に関する政府の目標及び実際の成果を含む、前月にこの法律に基づいて行われた施策について、議会及び監査委員会 (Commission on Audit) に月次報告を提出するものとする。また、議会は、上院議長及び下院議長によって任命される各院4名で構成される合同議会監視委員会 (Joint Congressional Oversight Committee) を設立するものとする (第14条)。

表 「一丸となって回復するために助け合う法律」第10条に規定された予算項目及び予算配分額

予算項目	予算配分額
(1) 保健省が所掌する COVID-19 対応 (緊急時の人材確保・採用等)	135 億ペソ*
(2) 地方の医療従事者、貧困層に支給するためのマスク、フェイスシールド等の調達	30 億ペソ
(3) 一時的隔離施設、検疫施設等の建設、国公立病院の受入拡大のための費用	45 億ペソ
(4) COVID-19 の影響を受けた労働者、雇用者、個人事業主に対する労働支援	130 億ペソ
(5) 政府系金融機関への資本注入 内訳：① フィリピン保証公社の業務 ② フィリピン不動産銀行の大口銀行業務 (ホールセール業務、低利貸付等) ③ フィリピン開発銀行の大口銀行業務 (ホールセール業務、低利貸付等) ④ 中小企業公社の業務 (利子分、協力機関への貸付)	394 億 7250 万ペソ 50 億ペソ 184 億 7250 万ペソ 60 億ペソ 100 億ペソ
(6) 農業省が所掌する支援プロジェクト	240 億ペソ
(7) 運輸省が所掌する支援プロジェクト 内訳：① 壊滅的被害を受けた物流業界への支援 ② 公共輸送車両の運転者への支援 (a) ジープニー (定員 10 数名の乗り合いタクシーの一種) の運転者 (b) 他の公共輸送車両の運転者 ③ 自転車道の整備、舗道の整備、不足自転車の補充等	95 億ペソ 26 億 400 万ペソ 55 億 8000 万ペソ (30 億ペソ) (25 億 8000 万ペソ) 13 億 1600 万ペソ
(8) 観光ガイドの研修費用	1 億ペソ
(9) 情報通信技術に対するインフラ整備、学習管理体制の確立等に向けた州立大学・短期大学への支援	30 億ペソ
(10) 学生 (国公立の初等教育機関から高等教育機関まで) に対する奨学助成	6 億ペソ
(11) 解雇された教職員、非常勤教職員等 (国公立の初等教育機関から高等教育機関まで) に対する助成	3 億ペソ
(12) 労働雇用省技術教育技能教育庁による解雇された労働者に対する追加的支援	10 億ペソ
(13) 社会福祉開発省が所掌する危機的状況にある個人に対する支援	60 億ペソ
(14) 教育省が所掌するデジタル教育費等	40 億ペソ
(15) 地方政府支援基金に基づく地方政府に対する支援	15 億ペソ
(16) フィリピン代表のスポーツ選手及びそのコーチに対する手当	1 億 8000 万ペソ
(17) 外務省所管の在外機関に勤務するフィリピン人の本国への送還費用、医療補助費等	8 億 2000 万ペソ
(18) 観光業に対する支援 内訳：① 公共事業道路省が所掌する観光用道路等のインフラ整備 ② 労働雇用省が所掌する労働者、雇用者等に対する支援	40 億ペソ 10 億ペソ 30 億ペソ
(19) COVID-19 感染者の宿泊、食事、輸送等の施設・遠隔サービス維持費	45 億ペソ
(20) COVID-19 感染者接触追跡調査者 5 万人の雇用費、研修費、補償費用等	50 億ペソ
(21) フィリピン専門職規制委員会の国家資格試験のオンライン化	250 万ペソ
(22) フィリピン不動産銀行及びフィリピン開発銀行による融資に伴う地方政府の利息払に対する支援	20 億ペソ
(23) COVID-19 に関する研究費及びエビデンス特定の国内能力の強化に係る費用	1000 万ペソ
(24) 国立フィリピン大学ディリマン校数学研究所における COVID-19 及び他の感染症に関する調査のためのビッグデータ解析費用	1500 万ペソ
(25) 予備費 (追加支出用の基金) 内訳：① 感染検査キット、治療薬、ワクチンの調達 ② フィリピン不動産銀行が実施する大口銀行業務の拡大等 ③ フィリピン開発銀行が実施する大口銀行業務の拡大等	255 億 2750 億ペソ 100 億ペソ 90 億 2750 万ペソ 65 億ペソ

(注) *1 フィリピンペソは約 2.2 円 (令和 2 年 10 月分報告省令レート)。

(出典) Bayanihan to Recover As One Act (R.A.11494). 第 10 条を基に筆者作成。